



福岡県医発第1610号(地)
平成18年12月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 横倉 義武



福岡県乳幼児医療費支給制度改正ポスターについて

本県における乳幼児医療費支給制度の初診料・往診料の自己負担相当額について、平成19年1月1日より、3歳未満の乳幼児（3歳誕生日の前日の属する月の月末までの間にある者）に係るものに限り、新たに助成対象となり、本人負担が無料化されることから、福岡県保健福祉部において周知ポスターを別紙のとおり作成されており、会員医療機関数分が直接貴会宛に送付されますのでご連絡いたします。

つきましては、福岡県保健福祉部より本ポスターが届きましたら会員各位への配布方よろしく願いいたします。

なお、入院時の食事療養標準負担額及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり自己負担となりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・毛利康茂

ポスターは別便にて送付いたします。院内にご掲示下さい。



公印省略

18児第1915号
平成18年11月29日

関 係 各 位 殿

福岡県保健福祉部長
(児童家庭課児童扶養手当係)

福岡県乳幼児医療費支給制度改正ポスターについて（送付）

平素より乳幼児医療をはじめ福岡県公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般本県では乳幼児医療費支給制度における自己負担としております初診料・往診料の自己負担分相当額について、平成19年1月1日から、3歳未満の乳幼児（3歳誕生日の前日の属する月の末日までの間にある者）に係るものに限り、新たに助成対象とすることとし、本人負担を無料化します。

つきましては、この改正内容を県民に広く周知するため、ポスターを作成いたしましたので送付いたします。

なお、入院時の食事療養標準負担額及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり自己負担となりますので念のため申し添えます。

乳幼児医療費支給制度自己負担見直し改正状況(H18.11.1現在)

現 行:「初診料、往診料の自己負担分相当額」を本人負担

改正後:上記本人負担を無料化

条例改正済	65	3歳未満	62	
		その他	3	遠賀町: 入通院とも5歳未満まで(ただし、3歳以上については償還払い。)
				岡垣町: 入通院とも5歳未満まで(ただし、3歳以上については償還払い。)
				吉富町: 入院のみ就学前まで(ただし、3歳以上については償還払い。)
12月議会上程予定	3			飯塚市: 見直しの対象年齢については検討中。
				筑前町: 3歳未満の予定。
				矢部村: 3歳未満の予定。
その他	1			北九州市: 実施要綱改正予定。見直しの対象年齢については検討中。

より一層の子育て支援を図るために

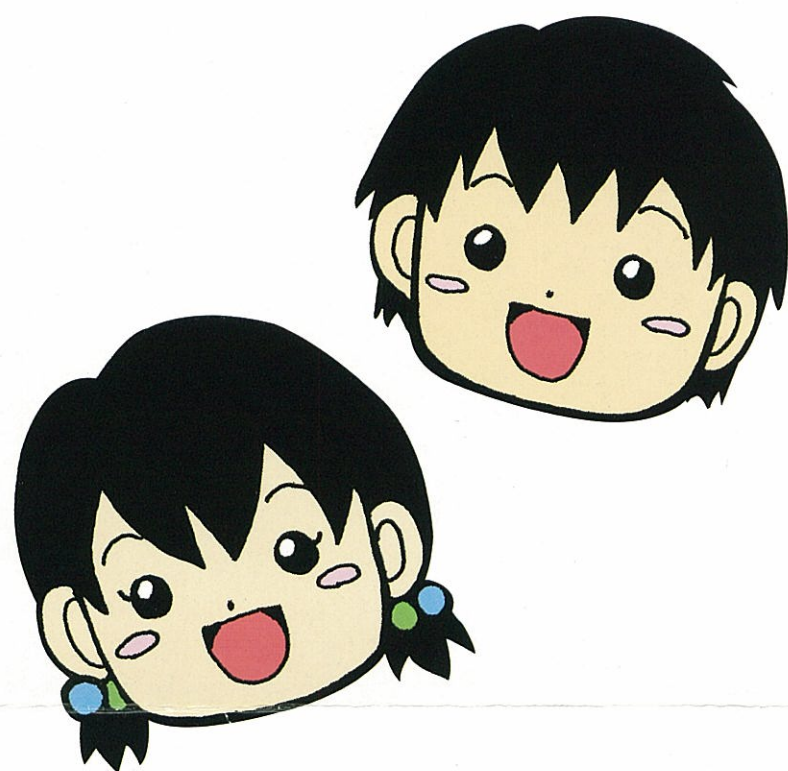
福岡県の乳幼児医療費支給制度が拡充されます

(平成19年1月1日から)

◎**本人負担が無料**となります。

3歳未満の乳幼児（3歳誕生日の前日の属する月の末日までの間にあるお子さん）に限り、「初診料・往診料の自己負担分相当額」の医療機関窓口での支払いが不要となります。

なお、入院時の食事代の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり本人負担となります。



平成18年12月31日まで

初診料・往診料の2割分を
本人負担

改正後

平成19年1月1日から

初診料・往診料の2割分は
無料

※3歳以上の改正はありません。

ただし、乳幼児医療費支給制度は各市町村が実施している制度であるため、市町村によって制度が異なる場合があります。

具体的内容につきましては、お住まいの市区町村乳幼児医療担当課までお問い合わせください。